

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九十一号

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和二十五年広島県規則第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前			
<p>別表（第四条関係） 表示すべき普通肥料（略）</p>	表示事項（略）	表示上の注意（略）	<p>別表（第四条関係） 普通肥料の種類（略）</p>	表示事項（略）	表示上の注意（略）
<p>（事故肥料譲渡許可証の様式） 第三条 肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第九十八号）第六条の規定による事故肥料譲渡許可証は、別記様式第二号による。</p>			<p>（事故肥料譲渡許可証の様式） 第三条 肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第九十八号）第七条の規定による事故肥料譲渡許可証は、別記様式第二号による。</p>		
<p>三 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状肥料又は家庭園芸用複合肥料</p>	（略）	（略）	<p>三 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料</p>	（略）	（略）
<p>四 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状肥料</p>	（略）	（略）	<p>四 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状肥料</p>	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この規則は、令和三年十二月一日から施行する。